

## 5 貸付制度

### 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯や障害者・高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、低利または無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。なお、それぞれ貸付要件がありますので詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○ 貸付対象 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯（他制度優先）

○ 資金の種類及び貸付用途

資金の種類	貸付用途
福祉資金	障害者が生業を営むのに必要な経費
	障害者が、技能を習得するために必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費
	障害者が住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるために必要な経費
	障害者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら障害者の日常生活の便宜を図るための自動車購入に必要な経費
	障害者が結婚、出産及び葬儀に際し必要な経費
	障害者が住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備等を設けるために必要な経費
	障害者が就職又は技能を習得するための支度に必要な経費
	障害者が日常生活上一時的に必要な経費 ※対象経費は限定されます。

○ 利子補給 生活福祉資金借受者が負担した利子について補助があります。  
(福祉政策課)

○ 窓 □ 松本市社会福祉協議会  
生活福祉課 電話25-7311 fax27-2239

### 交通遺児等貸付

自動車事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障害により働けなくなった家庭の子どもで、中学生以下を対象に無利子で資金をお貸しする制度です。

○ 貸付額 (1人あたり)

はじめに一時金 155,000円

月額20,000円、入学支度金(小中学校) 44,000円

○ 窓 □ 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所  
電話026-480-0521 fax026-263-1570